

2021年度 管理責任者講習会

11/02：東京会場

11/19：大阪会場



自主登録制度と管理責任者の職務

SIAA 事務局長 永田敏幸

本資料の全部または一部をWebやSNS等に掲載することは、ご遠慮ください。

自主登録制度と管理責任者の職務

I. SIAAの概要

- 活動の目的、コンセプト、組織、会員数の推移
抗菌加工製品の歴史

II. 製品登録の対象と基準

III. 管理責任者の職務

IV. 最近の活動紹介

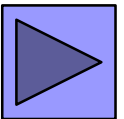
V. まとめ

安心して使用できる抗菌・防カビ・
抗ウイルス加工製品の普及

⇒ 衛生的な環境の提供



1. 消費者の立場に立ち、生活の質的向上に寄与する
2. 環境負荷が小さく、微生物と共生できる抗菌加工製品を提供する
3. 安全性と品質について情報公開する
4. 抗菌加工製品の正しい使い方の普及に努める



◆ 自主ルールの策定と運用

- 抗菌加工製品等の性能と安全性の自主基準
- 適合製品にSIAAマークを表示

◆ 試験方法の開発と規格化

- JIS、ISOの提案

◆ 安心できる抗菌加工製品等の広報・普及

- 抗菌加工製品等の正しい理解
- 日本国内、海外

◆ 市場の調査

- 市場に流通している抗菌加工製品等の品質や表示等の調査

SIAAとは (4): 構成



消費者の皆さま

情報公開
(Web)

SIAAマーク
(安心)

抗菌製品技術協議会 (SIAA)

- ・ 品質、安全性や表示のルール整備
- ・ 適合製品へのSIAAマークを認証

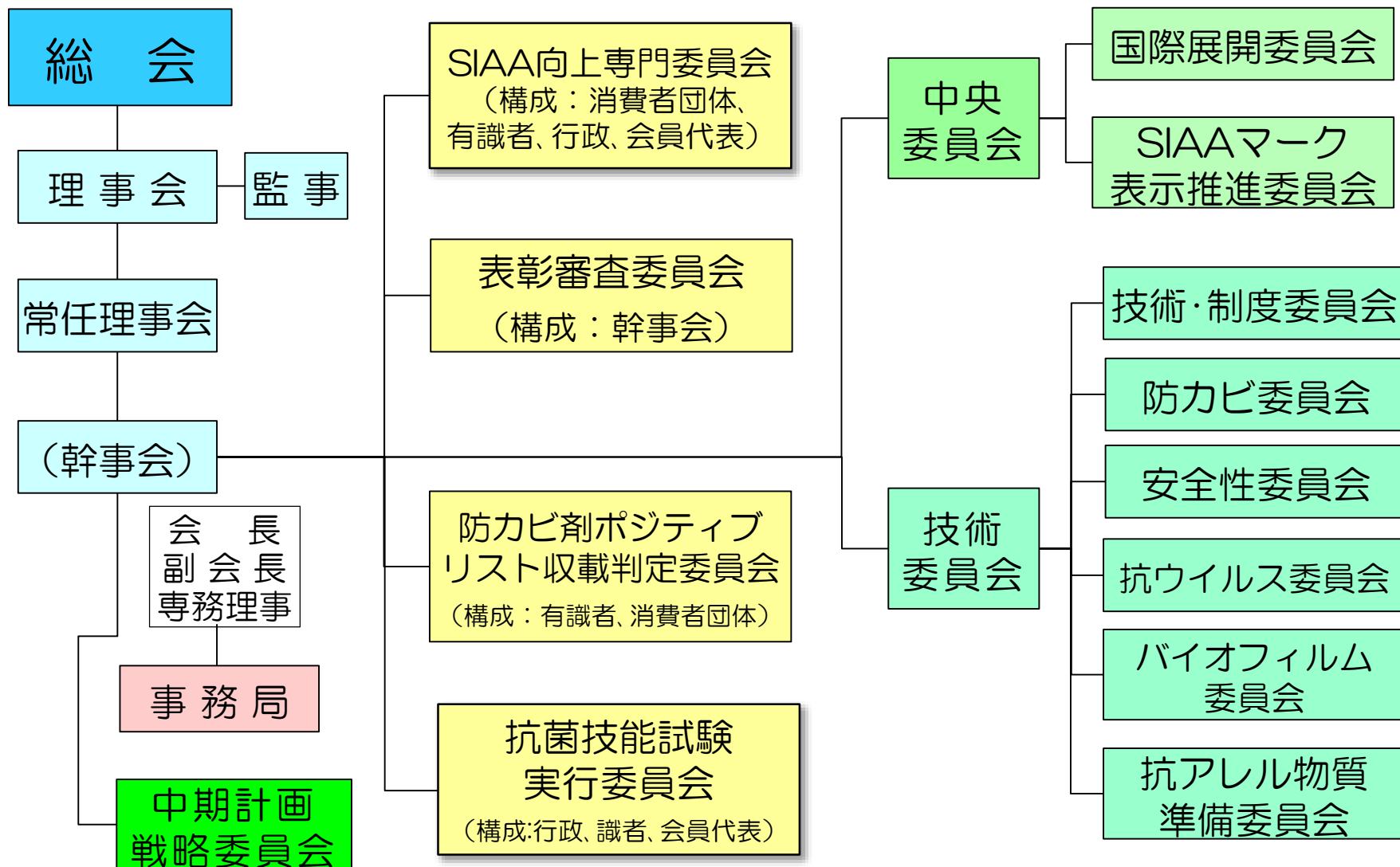
運営

剤メーカー
加工製品メーカー
販売会社
試験機関

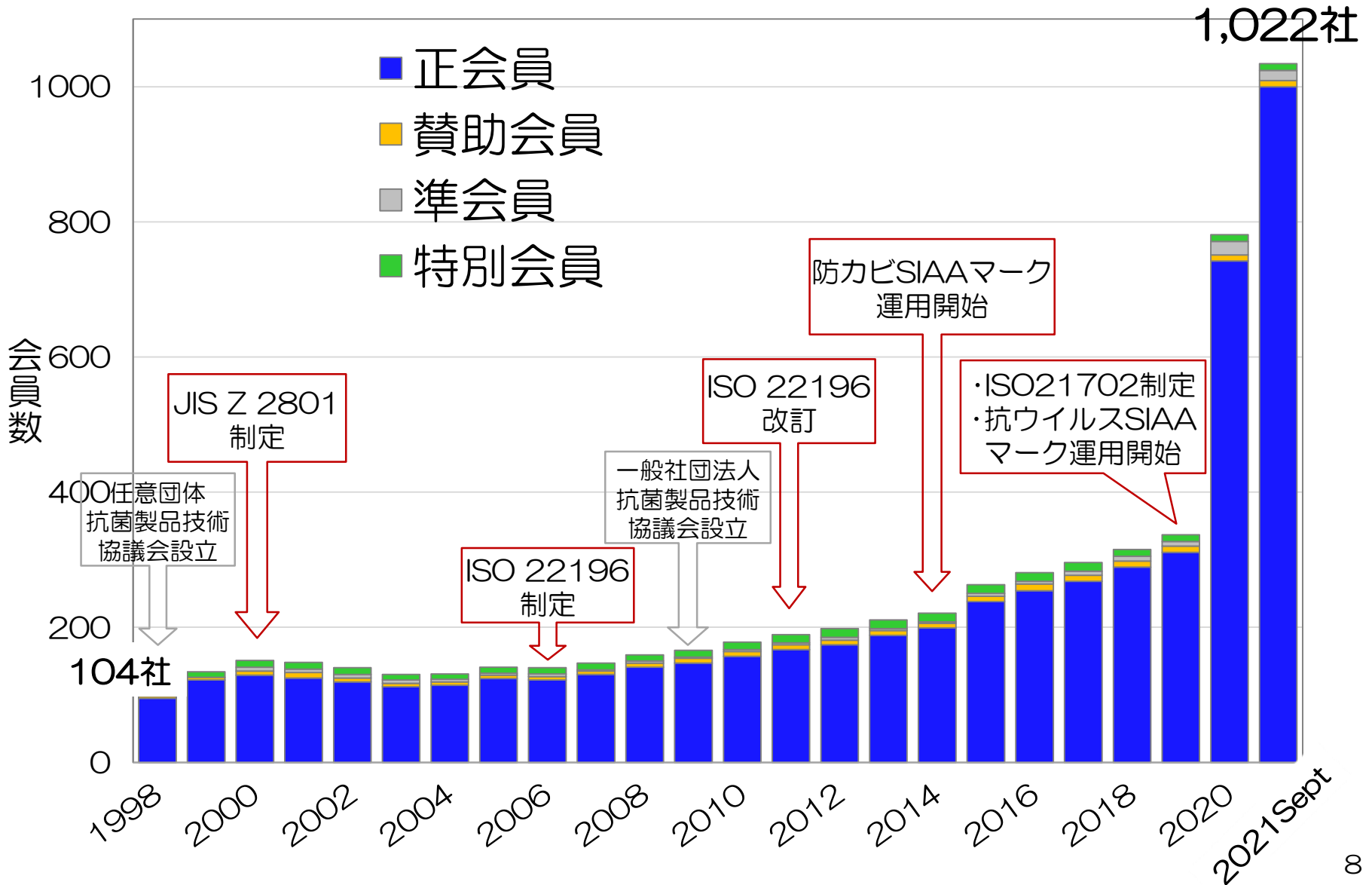
助言

消費者団体
有識者(専門家)
官庁(行政)

SIAA概要(5)：組織 (2021年10月現在)

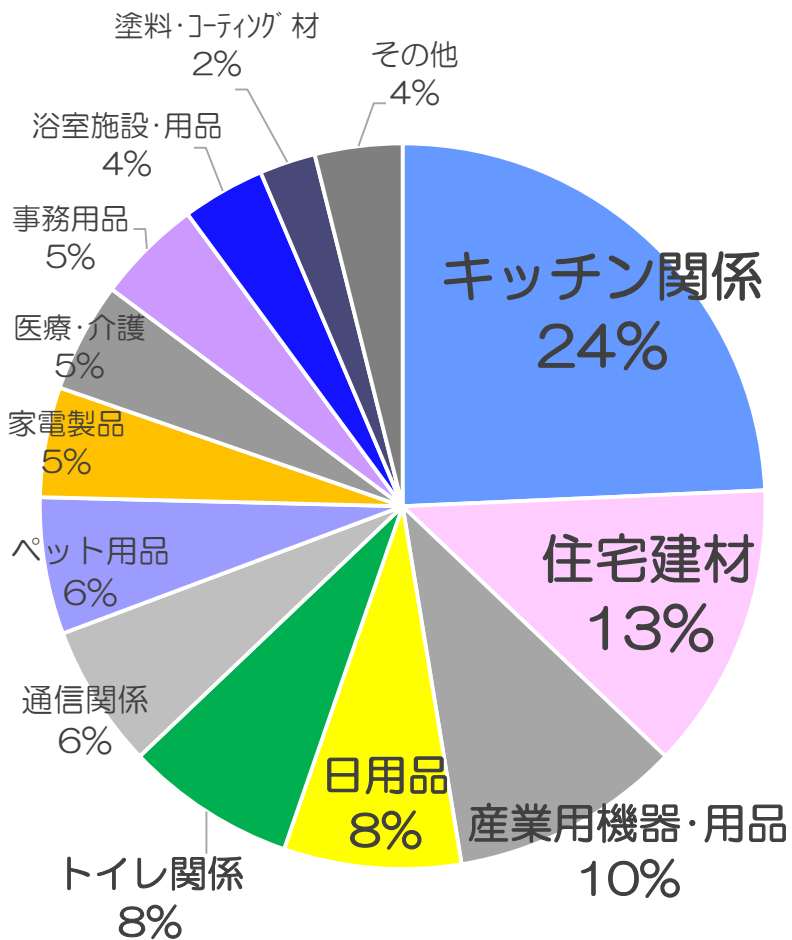


SIAA概要(6)：会員数の推移

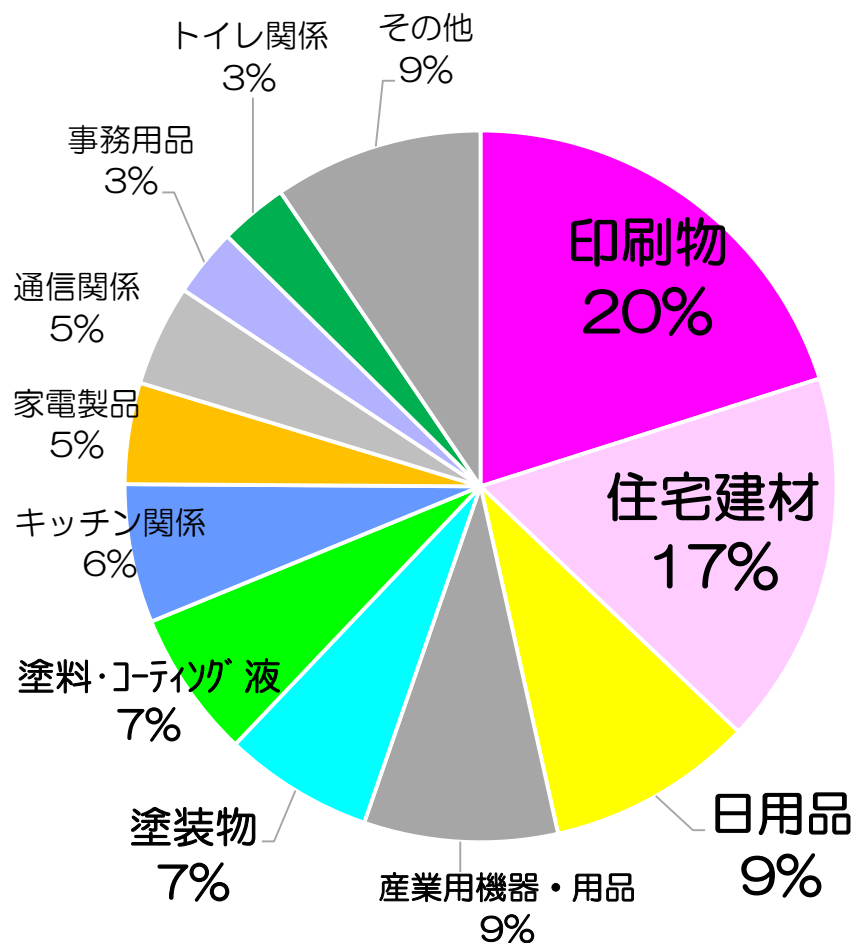


加工製品の登録分野別割合の変化（登録番号発行数）

2019年3月



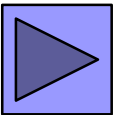
2021年9月



キッチン：まな板、食品保存容器、調理用品、食器、ボウル
 住宅建材：化粧板、床材、タイル、壁紙、産業用：フィルム、シート、皮革等素材
 トイレ：温水洗浄便座、ハンドドライヤー、家電：冷蔵庫、電気カーペット、扇風機

日本における抗菌加工製品の歴史

- ◆ 1984年 パル製品等品質対策協議会発足
- ◆ 1987年 通勤快足（抗菌靴下）の人気爆発
- ◆ 1990年 JIS L1902（繊維製品の抗菌試験方法）制定
- ◆ 1993年 銀等無機抗菌剤研究会発足
- ◆ 1997年 O157による集団食中毒事件発生
- ◆ 1995-1997年 抗菌ブーム（消費者等からの批判も）
- ◆ 1998年 抗菌製品技術協議会（SIAA）発足
- ◆ 1998年 通産省が抗菌加工製品ガイドライン策定
- ◆ 2000年 JIS Z 2801（抗菌加工製品の試験方法と抗菌効果）制定
- ◆ 2007年 ISO 20743（繊維製品の抗菌試験方法）発行
- ◆ 2007年 ISO 22196（プラスチック製品抗菌試験方法）発行
- ◆ 2011年 ISO 22196改定（non-porous製品に拡大）
- ◆ 2019年 ISO21702（抗ウイルス加工製品の試験方法）制定

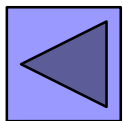


抗菌加工製品における
抗菌とは、当該製品の表面
における細菌の増殖を
抑制すること

- 抗菌の定義
- 消費者に提供すべき情報
- 抗菌加工製品の表示
- 抗菌効果の確認方法
- 安全性の確認
- 自主ルールの策定（団体）
- 消費者の意見（自主ルール）



（1998年5月発行
通商産業省生活産業局編） 11



自主登録制度と管理責任者の職務

I. SIAAの概要

II. 製品登録の対象と基準

- 抗菌、防カビ、抗ウイルス加工製品
- マーク表示

III. 管理責任者の職務

IV. 最近の活動紹介

V. まとめ

SIAA登録加工製品の対象と機能

◆非多孔質製品 (Non-porous products)

(プラスチック製品、金属製品、セラミック製品など)

- 抗菌加工製品 (2000～)
- 防カビ加工製品 (2014～)
- 抗ウイルス加工製品 (2019～)



◆空間や水中は対象外

Ref：多孔質製品（繊維、織物）
⇒ SEK（繊維評価技術協議会）



*詳細は、「登録加工製品の対象範囲に関する規定」をご覧ください。

SIAA登録除外製品

◆SIAA運用マニュアルで規定

生後24カ月未満の乳幼児を対象にした
抗菌、防かび、抗ウイルス加工製品は、
SIAAマーク対象製品から除外



用語の定義

抗菌	製品の表面上における細菌の増殖を抑制すること（菌を長時間増やさない）
殺菌	細菌などの微生物を死滅させること
滅菌	微生物を完全に死滅させること
消毒	微生物のうち病原性のあるものを全て殺滅・除去してしまうこと
除菌	ある物質又は限られた空間より微生物を除去すること

抗菌剤の登録基準(1)

◆抗菌剤の成分

次の物質を意図的に使用しないこと

- 化審法で公表されていない物質
- 化審法施行令第1種、第2種特定化学物質、監視化学物質
- 放射性物質
- RoHS（特定有害物質使用制限）指令で規制されている物質
- 毒物及び劇物取締法、又はその指定令で指定されている毒物又は劇物
- 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」により規制されている化学物質。
- 本会が安全性に問題ありと認めた物質（個々に判定）

抗菌剤の登録基準(2)

◆ 性能基準

- MIC \leq 800 μ g/ml または MBC \leq 100 μ g/ml

◆ 安全性基準

- 急性経口毒性 (げっ歯類を用いる単回投与毒性試験)
 - ✓ LD₅₀ \geq 2,000mg/kg
(ラットまたはマウスへの単回投与)
- 皮膚一次刺激性 (ウサギを用いる試験または *in vitro* 代替法)
 - ✓ 刺激性なし、または弱い刺激性 (P.I.I. < 2.0)
- 変異原性 (復帰突然変異試験(Ames 試験)、Preincubation法または Plate法)
 - ✓ 突然変異誘起性が陰性
- 皮膚感作性 (モルモットを用いた感作性試験またはマウスを用いた LLNA)
 - ✓ 陰性



抗菌加工製品の登録基準



◆ 抗菌活性

- JIS Z 2801 (ISO 22196)
 - ✓ 試験菌種：大腸菌と黄色ブドウ球菌
 - ✓ 無加工品（剤なし）との比較で、抗菌活性値 ≥ 2.0
 - * 持続性試験（耐水・耐光）後の抗菌活性
- JIS K 6400-9
 - ✓ JIS Z 2801が適用できない形状の製品にのみ適用（軟質発泡材料等）
- SIAA抗菌力試験法Ⅱ（シェーク法）

◆ 使用抗菌剤の安全性

- SIAAの安全性基準

◆ 適正な表示

- 抗菌剤の種類や加工部位等の表示

*** 全てに適合 ⇒ 抗菌SIAAマーク表示**

持続性試験（抗菌、防カビ、抗ウイルス加工製品）

◆ 位置付け

- ✓機能評価試験の前処理の位置づけ
- ✓登録製品が通常使用される環境を考慮して設定された条件
- ✓実使用時の機能の持続性や製品寿命を保証するものではない

◆ 耐水性試験の区分

- 区分0：水に触れる事がない製品（水浸漬なし）
- 区分1：水に触れる事が少ない製品（常温、16-18hr水浸漬）
- 区分2：水に接触する事が多い製品（ $50\pm 5^{\circ}\text{C}$ 、16-18hr浸漬）
- 区分3：温水に接触する事が多い製品（ $90\pm 5^{\circ}\text{C}$ 、16-18hr浸漬）

◆ 耐光性試験の区分

- 区分0：光照射の機会を考慮しなくても良い製品（使い捨て製品等）
- 区分1：光照射の機会が少ない製品（屋内で使用する製品等）
- 区分2：光照射の機会が多い製品（屋外使用、照明器具製品等）

抗菌SIAAマークの表示例

例：
無機系抗菌剤を錬り
込んだプラスチック
製容器



基本図形

少なくとも、
一つの媒体には
全体を記載

無機抗菌剤・錬込
本体

JP0123344A001P

- 使用抗菌剤の種類
- 加工方法
- 加工部位
- 登録番号

SIAA
マークの
趣旨

SIAA マークは ISO22196 法により評価された結果に基づき、抗菌製品技術協議会ガイドラインで品質管理・情報公開された製品に表示されています。

抗ウイルス加工製品の登録基準

抗ウイルス：
製品上の特定ウイルスの数を減少させること

◆ 抗ウイルス加工剤

- 抗菌剤と同じ安全性基準
- 剤としての登録制度なし

◆ 抗ウイルス加工製品

- 試験方法：ISO 21702
 - ✓ Influenza virus, Feline calicivirus の一つ以上
- 基準：antiviral activity 2.0以上
対象；無加工品（剤なし）



抗ウイルスSIAAマークの表示例

例：
無機系抗ウイルス加工剤を錬り込んだプラスチック製容器



ISO 21702

抗ウイルス加工

無機抗菌剤・錬込
本体

JPO123344A001P

基本図形

少なくとも、
一つの媒体には
全体を記載

- 使用抗ウイルス加工剤の種類
- 加工方法・加工部位
- 登録番号

注意事項
(記載必須)

- 製品上の特定ウイルスの数を減少させます。
- 抗ウイルス加工は、病気の治療や予防を目的とするものではありません。
- SIAAの安全性基準に適合しています。

SIAA
マークの
趣旨

SIAA マークは ISO21702 法により評価された結果に基づき、抗菌製品技術協議会ガイドラインで品質管理・情報公開された製品に表示されています。

防カビ剤と防カビ加工製品の登録基準

防カビ：特定のカビの生育を抑制すること

◆ 防カビ剤

- 試験カビ種：*Aspergillus niger*、*Penicillium pinophilum*
- 性能基準：MIC ≤ 800 μg/ml
- 安全性基準：

SIAA防カビ剤ポジティブリスト収載

- ✓ 防カビ剤ポジティブリスト収載判定委員会で審議
- ✓ 安全性情報、環境影響、使用制限（最大配合量、使用禁止用途等）

◆ 防カビ加工製品

- 防カビ剤ポジティブリスト収載防カビ剤を使用
- 試験方法：JIS Z 2911 or ASTM G21
- 基準：無加工品との比較で1段階以上



自主登録制度と管理責任者の職務

- I. SIAAの概要
- II. 製品登録の対象と基準
- III. **管理責任者の職務**
 - 自主管理、管理責任者の職務
 - 品質管理の考え方、マーク表示
- IV. 最近の活動紹介
- V. まとめ

管理責任者の定義（管理責任者規定）



管理責任者とは、当会に登録された自社製品の品質の維持・向上、適性表示及び利用方法等に関する責任者をいう。

ここで言う品質とは、登録製品がK07「品質と安全性に関する自主基準」を満たしていることを指す。また、適正表示とは、K14「SIAAマーク管理運用規定」で定められている、SIAAマークの表示に関する事項を満たしていることを指す。

管理責任者の選任及び職務(管理責任者規定)

◆ 管理責任者の選任及び職務

- (1) 入会時に管理責任者を選任し、選任された方は、入会后 1 年以内に管理責任者講習会に参加し、認定を受ける。
- (2) 管理責任者の変更時は、後任者を選任し、変更後1年以内に管理責任者講習会に参加し、管理責任者の認定を受ける。
- (3) 管理責任者は、加工製品や剤に関する安全性、品質、表示、利用方法等の専門知識の向上に努める。専門知識の向上や最新の情報を得るため、管理責任者フォローアップ研修会に 2年に一度以上の頻度で参加し、認定の継続を受ける。
- (4) 管理責任者は、自社製品に関して消費者からの問い合わせ、および要望に応じること。

◆ 管理責任者の認定

- (1) 本会会長は、管理責任者講習会修了者を管理責任者として認定し、認定証を発行する。管理責任者フォローアップ研修会修了者には修了証を発行する。

*** 登録製品の管理体制等の都合により、1企業に複数の管理責任者を選任することも可能**

◆ SIAAの会員

➤ 登録時：

- ✓ 登録製品の**性能**（抗菌、防カビ、抗ウイルス）のSIAA基準への適合
- ✓ 使用する「**剤**」の**安全性**のSIAA基準への適合
- ✓ 適切な表示（マーク表示、法令等）

➤ 登録以降：**管理責任者**

- ✓ 上記3項目の**適合性の管理、維持**
- ✓ **管理責任者講習会**に参加
- ✓ **管理責任者フォローアップ研修会**

A pink thought bubble containing the text "SIAAの3つの安心" in blue.

SIAAの
3つの安心

製品認証システムとは異なる制度

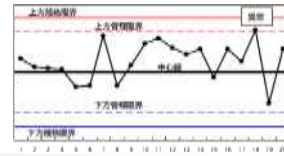
参考：入会申込書(2019年12月以降)



◆品質管理に係る項目を追加

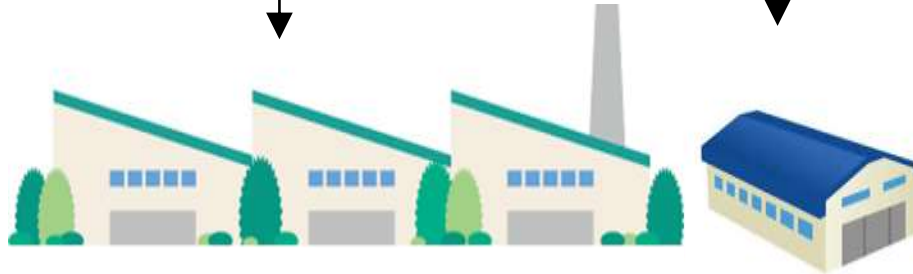
連絡担当者	住所、事業所・部門名	
	役職名、氏名	
	TEL、FAX、E-mail	
管理責任者	住所、事業所・部門名	
	役職名、氏名	
	TEL、FAX、E-mail	
試験管理士または評価機関名		
SIAAを紹介し入会を勧めてくれた企業・団体名		
品質管理体制及び加工製品の 品質を維持するための活動 (具体的に記載してください)		

参考：製造と品質管理のイメージ



品質改善

- 不適合の再発防止
- 不適合の予防措置



受入

製造

検査

出荷

- 受入検査
(原料規格)

- 作業手順書
- 作業、製造記録
- 設備の維持管理
- 教育訓練・品質教育

- 製品検査
(製品規格)

プロセス管理

品質検査

* 「登録製品の品質管理に関するガイドライン」をご覧ください



(参考) 豊田章一郎さんの言葉

品質は工程で作り込め

(参考) 松下幸之助さんの言葉

一方はこれで十分だと考えるが、
もう一方はまだ足りないかも知れない
と考える。

そうしたいわば紙一重の差が、
大きな成果の違いを生む。

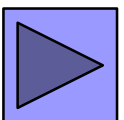
SIAAマークを表示できるか？ (1)

非会員が、SIAAに製品登録されている
抗菌フィルムを購入し、
それで製造したクリアファイル

会員会社



非会員会社

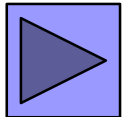


SIAAマークを表示できるか？ (2)

- ◆ SIAAに製品登録されている抗菌インキを購入し、非会員会社が、それを用いて印刷したカタログ
- ◆ SIAAに製品登録されている抗菌塗料（コーティング材）を用いて、非会員会社が塗装した塗装物（コーティング物）

次の表記はOK？

- ◆SIAAに製品登録した加工製品の広告（パンフレット、HP等）に、実験結果を基に次を記載した
 - O-157や緑膿菌にも有効です。
 - インフルエンザウイルスを不活化することが確認されています。
 - 新型コロナウイルス感染対策に！



自主登録制度と管理責任者の職務

- I. SIAAの概要
- II. 製品登録の対象と基準
- III. 管理責任者の職務
- IV. 最近の活動紹介
 - 中期計画、SIAAマークの普及、国際展開、WFAI
- V. まとめ

中期計画と2021年度重点活動計画

◆2022年中期3ヶ年計画

➤ビジョン：

抗菌、防カビ、抗ウイルス、抗バイオフィルムの多くの機能において、消費者の安心・安全・快適を提供する SIAA

➤基本方針：

- ① SIAAマークの信頼性及び認知度の更なる向上
- ② SIAAマークシステムのグローバル化の推進

◆2021年度重点活動計画

- ① SIAAマークの更なる信頼性向上（定期的性能チェック制度の導入）
- ② SIAAマークの更なる認知度向上
- ③ 新機能マークの開発と検討（活動分野の拡大に向けた活動）
- ④ SIAAマークシステムのグローバル化の推進

都営地下鉄への広告（大江戸線、新宿線）

SIAA
ISO 22196
抗菌加工

大人から子供まで
安心して使える製品を

「抗菌加工製品」を使用していますか？
抗菌加工 SIAAマークについて詳しくは **SIAA Q**

妊産婦さんへ思いやりを!!
気は配りあっておかけください

【優先して席を譲る。乗降時に協力する。】

「お手伝いしましょうか?のやさしい一言。」

おなか赤ちゃんがいます

SIAA
ISO 21702
抗ウイルス加工

抗ウイルス加工製品を使用していますか？
抗ウイルス加工に関しては **抗ウイルス Q**

一般社団法人 抗菌製品技術協議会

援助が必要な方のマークです。
席をお譲りください。

Please offer your seat to passengers
with medical conditions.

SIAAマーク表示 (1)



SIAAマーク表示 (2)



【抗ウイルス・抗菌マンション】



こんな時こそその安心
ウイルスやホコリなどからお寿司をしっかりガード



天井・壁クロス



床フローリング



APECセミナー・東南アジア向けセミナー

第2回APECセミナー
(フィリピン、インドネシア、バトナム、
タイ、中国等)
2017年5月、上海

東南アジア向けセミナー
(ベトナム、タイ、インドネシア)
2019年11月、大阪



海外展示会への出展

MEDICAL TAIWAN
2019年6月、台北

CHINA AID
2019年6月、上海



国際抗菌組織 (WFAI) の設立 (1)

World Federation of Antimicrobial Industry

2020年7月：一般社団法人WFAIとして登記

◆ 設立の目的

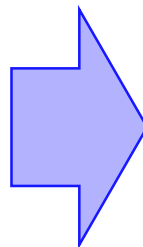
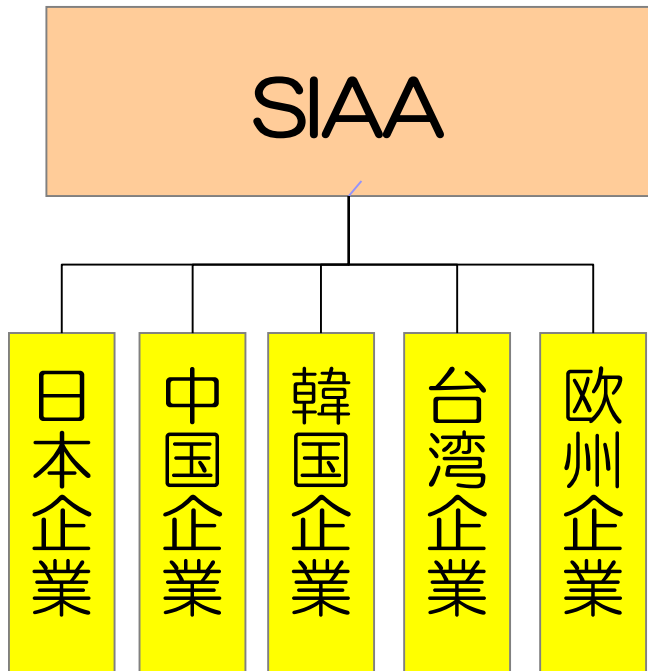
- 抗菌加工製品の健全なグローバル市場の拡大
- 各国抗菌団体の連携強化
- 共通ルールに基づく認証マークの普及
 - ✓ 抗菌性能、安全性基準

◆ 発起人：日本、中国、韓国

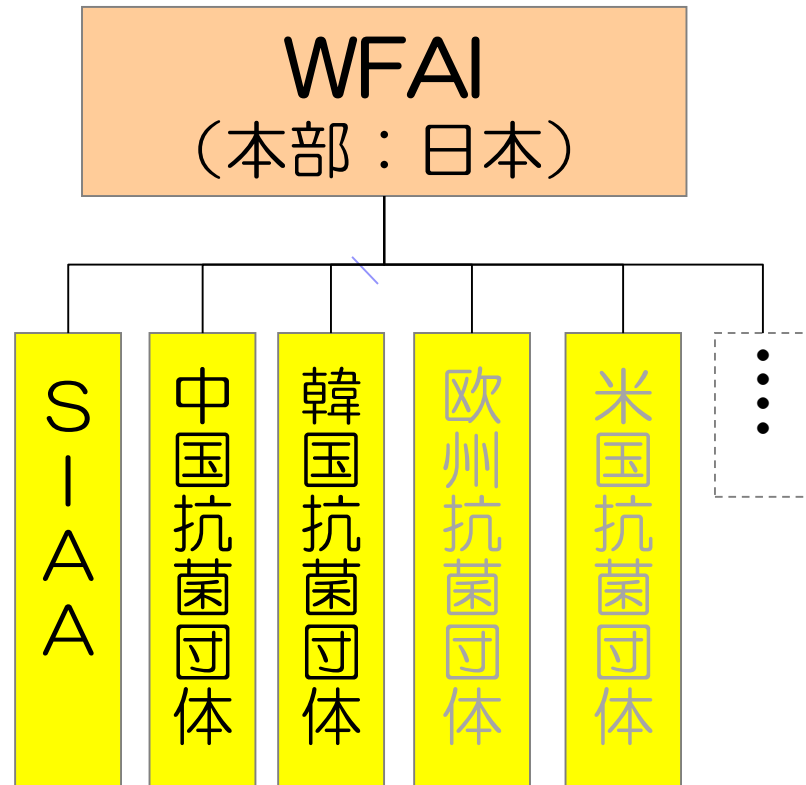
国際抗菌組織 (WFAI) 設立 (2)

WFAI のイメージ図

従来体制



設立後



自主登録制度と管理責任者の職務

- I. SIAAの概要
- II. 製品登録の対象と基準
- III. 管理責任者の職務
- IV. 最近の活動紹介
- V. まとめ

管理責任者の職務



◆ SIAAの3つの安心の管理・維持

- 機能（抗菌、防カビ、抗ウイルス）
- 剤の安全性
- 適正な表示（SIAAのルール、法令遵守）

⇒ 消費者に安心・安全・快適な製品を提供



SIAA

ONE TEAM



**消費者に信頼される
抗菌、防カビ、抗ウイルス製品**

ご清聴ありがとうございました





以下、参考資料

(参考) SIAAの名称と意味



◆組織名称

Society of International sustaining growth
for Antimicrobial Articles

◆SIAAマークの意味

Symbol of International Certificate for
Antimicrobial Articles

微生物は悪者か？

◆ 悪玉微生物

- 木材、プラスチック、コンクリート等の劣化
- 食品の劣化、病原菌

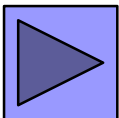


◆ 善玉微生物

- 物質の分解、浄化
持続可能な生態系の維持、食物連鎖の原点
- 人の健康維持
腸内細菌、皮膚常在菌



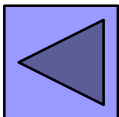
むやみに殺滅してはならない



- ◆ 菌の増殖を抑え、その数量を制限する
 - 菌の集合体の形成抑制 ⇒ 人への悪影響を防ぐ
- ◆ 有用微生物を守る
 - 全ての菌を敵視、危険性の高い薬剤を大量使用
⇒ 人間の環境に好ましくない
(医療や食品製造分野等での殺菌・消毒は必要)

微生物との共生

目的や用途に応じた使い方が重要



(参考) 入会条件 (入会規定)



1. SIAAの趣旨に賛同
2. 登録製品のパンフレット等の資料に用いる用語の適切性 (規定を満たすこと)
3. 登録製品の「品質と安全性に関する自主規格」への適合と登録
4. 自主管理体制の確立
5. 消費者からの資料要求への速やかな対応

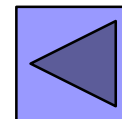
(参考) 抗ウイルス加工製品の表示上の留意点

薬機法に抵触しない、消費者の誤解を招かない

次の表記・記載は不可 (SIAAマーク管理運用規定)
(身体へ効能や効果を明示・暗示させる表現)

- ✓ 具体的なウイルス名の記載 (インフルエンザウイルス等)
- ✓ 病名、病気やその予防方法の説明 (COVID-19、食中毒等)
- ✓ 病気の治療や予防、及び身体の構造機能に影響を与える旨の明示・暗示 (感染予防、感染対策等)
- ✓ ウイルスを不活化、ウイルスの働きを抑制、殺菌

* 薬機法：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律



(参考) 薬機法の規制内容

◆ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

対象：医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品

➤ 業許可制

➤ 広告規制

✓ 誇大広告規制（第66条）

✓ 特定疾病の医薬品等の広告（第67条）

✓ 未承認医薬品の広告規制（第68条）

➤ 行政による薬事監視、指導、調査及び行政処分

➤ 罰則（刑事罰）

(参考) 薬機法での広告規制

(承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告の禁止)

第六十八条 何人も、第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の二十三第一項に規定する医薬品若しくは医療機器又は再生医療等製品であつて、まだ第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項、第二十三条の二の十七第一項、第二十三条の二十五第一項若しくは第二十三条の三十七第一項の承認又は第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。

⇒ 認証を得ていない製品は、その広告において、医薬品や医療機器的な効能・効果を謳ってはいけない

厚労省局長通達（無承認無許可医薬品の指導取締りについて）

⇒ 容器、包装、添付文書並びにチラシ、パンフレット、刊行物、インターネット等の広告宣伝物あるいは演述

⇒ 医薬品的な効能効果を暗示するものも、医薬品的な効能効果を標榜しているものとみなす。

✓ 名称又はキャッチフレーズ、含有成分の表示及び説明、製法の説明、起源の説明、新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話、学説、経験談などの引用又は掲載

(参考) 医薬品の範囲に関する基準

- ◆ 無承認無許可医薬品の指導取締りについて
(厚生省薬務局長通知、H30/4/18、薬生発0418第4号)
- ◆ 医薬品の範囲に関する基準の一部改正について
(厚生労働省医薬・生活衛生局長通知、R2/3/31、薬生発0331第33号)

■ 医薬品の範囲に関する基準

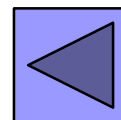
➤ 医薬品的な効能効果の解釈

1. 疾病の治療又は予防を目的とする効能効果
2. 身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効能効果
3. 医薬品的な効能効果の暗示
 - a. 名称又はキャッチフレーズよりみて暗示するもの
 - b. 含有成分の表示および説明よりみて暗示するもの
 - c. 製法の説明よりみて暗示するもの
 - d. 起源、由来等の説明よりみて暗示するもの
 - e. 新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話、学説、経験談などを引用又は掲載することにより暗示するもの

SIAA マークを使用できる会社

次の製品をSIAAに登録した正会員

- ✓ 抗菌加工製品（もしくは抗菌剤）
- ✓ 防カビ加工製品（もしくは防カビ剤）
- ✓ 抗ウイルス加工製品



(参考) 登録加工製品の対象範囲 (規定)

基本的な考え方：

- (1) 原則、非多孔質製品を対象とする。
- (2) 医薬品や化粧品等、SIAA の安全性基準ではその使用方法における安全性が考慮されていない製品は、対象外とする。
- (3) 繊維製品の評価方法 (JIS L 1902、JIS L 1922、JIS L 1921 等) が適切な製品は、対象外とする。
- (4) 繊維製品等であるが、試験方法として JIS Z 2801 または ISO 21702 の方がより適切な場合は、対象とする。
- (5) 光触媒の試験方法 (JIS R 1702 等) で評価された結果を基に申請された製品は、対象外とするが、JIS Z 2801 の試験方法で基準を満たしたものは登録対象とする。

登録対象製品の例	登録対象としない製品の例
<ul style="list-style-type: none">・ 抗菌剤を練り込んだ樹脂、プラスチック製品・ チューブやコード等の円柱または角柱状のプラスチック製品	<ul style="list-style-type: none">・ 医薬品や医療機器 (防護衣等、直接肌に触れる可能性が低い製品は除く)・ つけまつげ、まつげエクステンション、口腔材料等、眼や口等に触れる可能性のある製品
<ul style="list-style-type: none">・ 塗料、インキ、コーティング材等、主に非多孔質製品の後加工に用いる製品、及びそれらを用いて、製品の表面に形成した塗装面	<ul style="list-style-type: none">・ 24 か月未満の乳幼児を対象とした製品・ 一般消費者が使用するスプレー製品(*1)
<ul style="list-style-type: none">・ 設備や機器等のフィルター類 (JIS Z 2801、シェーク法 (SIAA 法)、ISO 21702)・ 後加工で機能を付与したテーブルクロスやバッグ等の日用品であって、撥水性を有する製品 (JIS Z 2801)	<ul style="list-style-type: none">・ バインダー等を配合していない後加工用製品 (例：抗菌剤のみを分散させた業務用コーティング液)、但し持続性試験として耐水区分1で基準を満たしたものを除く。
<ul style="list-style-type: none">・ JIS K 6400-9 で評価したウレタンフォーム・ 後加工で機能を付与した皮革製品や紙製品 (JIS Z 2801)	<ul style="list-style-type: none">・ 持続性試験や評価試験において、形状を保てない製品

(*1) 本規定の制定時に既に登録されている一般消費者向けのスプレー製品は、2023年3月まではSIAAマークの表示を認める。

(参考) 業界等による抗菌周辺用語の定義

団体名 出典	(一社) 抗菌製品技術協議会 表示・用語 使用マニュアル (2012年度配布版)	(公社) 全国家庭電気製品公正取引協議会 「菌等の抑制に関する用語使用基準」 (平成14年4月30日改定)	(一社) 日本建材・住宅設備産業協会 建材・住宅設備における抗菌性能試験方法・表示及び判定基準 (平成24年4月改定版)	洗剤・石けん公正取引協議会 「洗剤の除菌表示」に関する公正競争規約、施行規則及び解説 (平成18年9月1日)	専門誌による定義 高麗寛紀「抗菌のすべて」 繊維社1997年
抗菌	製品の表面における細菌の増殖を抑制する状態	微生物の発生・発育・増殖を抑制することをいい、細菌のみを対象にする	製品表面の細菌の増殖を抑制すること		殺菌、滅菌、消毒、除菌、静菌、サニタイズなどすべてを意味する
滅菌	微生物を完全に死滅させること	微生物を完全に死滅させること	物体に付着するか又は含まれている全ての微生物を完全に死滅又は除去させ、無菌状態にすること		目的とする対象物からすべての微生物を殺滅または除去することで広義には殺菌・除菌を含む
消毒	微生物のうち、病原性のあるものをすべて殺滅・除去してしまうこと	微生物のうち、病原性のあるものをすべて殺滅・除去してしまうこと	物体又は生体に付着するか又は含まれている病原性微生物を死滅又は除去させ感染能力を失わせること		人畜に対して病原性のある特定の微生物を死滅させ、感染を防止することで、すべての微生物の殺滅を意味しない
殺菌	微生物を死滅させること	微生物を死滅させること	対象物に生存している微生物を死滅させること		単に微生物を殺すことをいう
除菌	ある物質又は限られた空間より微生物を除去すること	ある物質又は限られた空間より微生物を除去すること	ろ過や洗浄などの手段で、物体などに含まれる微生物の数を減らし清浄度を高めること	物理的、化学的又は生物学的作用などにより対象物から増殖可能な細菌の数を有効数減少させることをいう	一般的には、目的とする対象物から微生物の除去を意味し、ろ過除菌・洗浄除菌などがある
防カビ	特定のカビの生育を抑制すること	かびの発生・生育・増殖を抑制することをいい、カビのみを対象とする。			